

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

部 局 名：子どもすこやか部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[保育・幼児教育課]</p> <p>(1) 各種証明手数料について</p> <p>ア 徴収事務が適正でないもの</p> <p>大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。</p> <p>しかしながら、各種証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[保育・幼児教育課]</p> <p>ご指摘のありました各種証明手数料の徴収の時期につきましては、条例の規定に基づき申請のときに徴収することといたしました。</p> <p>今後は、条例に従い、適正な事務処理を行います。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

部 局 名：都市計画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[まちなみ整備課]</p> <p>(1) 線路敷ボードウォーク広場使用料について</p> <p>ア 徴収事務が適正でないもの</p> <p>線路敷ボードウォーク広場条例の規定では、使用料は許可の際に納付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、使用料の納付について、許可の際ではなく後日納付させているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[公園緑地課]</p> <p>(1) 公園使用料について</p> <p>ア 減免事務が適正でないもの</p> <p>大分市田ノ浦海水浴場条例施行規則の規定では、使用料を減免する場合及びその額が定められている。</p> <p>しかしながら、使用料の減免について、別途市長の承認が必要なものであるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[まちなみ整備課]</p> <p>ご指摘のありました使用料の収入事務については、線路敷ボードウォーク広場条例の規定に従い許可の際に納付させることといたしました。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p>[公園緑地課]</p> <p>ご指摘のありました田ノ浦海水浴場の使用料の減免については、大分市田ノ浦海水浴場条例施行規則に基づく減免基準を作成いたしました。</p> <p>今後は、規則に沿った適正な事務処理を行います。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

部 局 名：上下水道部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[営業課]</p> <p>(1) 水道料金等について</p> <p>ア 公金収入事務委託の告示に不備があるもの</p> <p>地方公営企業法施行令の規定では、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、水道料金等にかかる公金収入事務委託において、公表は行っていたものの、告示を行っていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[営業課]</p> <p>ご指摘のありました公金収入事務委託の告示につきまして、告示を行っていなかった事業者について告示を行いました。</p> <p>今後は、法令に従い、適正な事務処理に努めます。</p>	